

滋賀医科大学を基幹病院とした産婦人科専門研修プログラム

はじめに

本プログラムを始め全国すべてのプログラムは、末尾に添付した日本産科婦人科学会の作成した専門研修プログラム整備基準に則って作成されています。この整備基準には皆さんには直接関係のないプログラムの整備に関わる内容も含まれており、本プログラムではこの整備に関わる部分には項目番号の前に*を付しましたので、飛ばし読みしていただいて構いません。

また、このプログラムには書かれていない皆さんが本当に必要な情報は、滋賀医科大学産科学婦人科学講座のホームページ (<http://www.sumsog.jp>) で発信していますので、併せて縦覧して下さい。

1. 理念と使命

産婦人科専門医とは「患者から信頼される、産婦人科領域の標準的な医療を提供できる医師」と定義されます。信頼は一朝一夕で得られるものではなく、標準的な医療は日々進歩しています。したがって、産婦人科専門医には、産婦人科のプロフェッショナルとして、高い倫理性と向学心、ならびに産婦人科領域の知識と技術を幅広く身につけることが求められます。また、産婦人科専門医制度は、地域の産婦人科医療を守ることを念頭に置いており、広い視野を持ち、身を置く環境下で最善の努力をする姿勢が望まれます。

本プログラムでは、産婦人科専門医に求められる前段の理念を実現するために、滋賀県全县を挙げて、産婦人科専攻医を育てることを使命としています。

2. 目標

(1) 成果

産婦人科は内科的要素と外科的要素を併せ持つ懐の深い診療科であり、新生児期、小児期、思春期から性成熟期、さらに更年期を経て閉経期、老年期まで、女性の一生の中で小児期を除く長い人生の健康を支えるサポーターと言えます。この専門性を、日本産科婦人科学会では、周産期・婦人科腫瘍・生殖内分泌・女性のヘルスケアの4つの領域として設定しており、専門医となるためには、全ての領域の偏りのない研鑽、すなわち十分な知識・技能を持ち、標準医療を提供できることが求められます。本プログラムで十分に研修を修了した者は、

日本産科婦人科学会が実施する専門医試験に合格する実力を身につけることができます。

(2) 到達目標

1) 専門知識

産婦人科以外の医師からの相談にも的確に応えることのできる能力を培うことを目指します。その具体的な内容を、日本産科婦人科学会は、「産婦人科専門研修カリキュラム」(資料1)として用意し、整備基準の4にも記載されています。皆さんには、このカリキュラムの産婦人科4領域の必須項目はもとより、努力項目も積極的に学ぶ姿勢を求めます。

2) 専門技能

基本技能について、安全かつ確実に主体的に実施することのできる実力を培うことを目指します。技能についても、「産婦人科専門研修カリキュラム」(資料1)ならびに整備基準の5に示すような内容は修得してもらいます。一期一会の精神で、指導医の手技を観察し、自らの頭で考えることが大切です。

3) 学問的姿勢

医学の進歩は日進月歩であり、常に学習を継続し、研鑽を積む必要があります。日常の臨床は学びの宝庫です。症例を担当するときは、まず調べるという姿勢を求めます。そのためには Medline を検索して必要な情報にアクセスする方法を身につけてください。また、一流の研究者が一堂に会し効率的に知識を深めることのできる場である学術集会への参加は必須であり、最適な自己学習の機会です。ただ参加するだけでなく、学術誌に投稿した発表を用意し、会場では少なくとも1回は質問をし、学会から戻ったら留守番していた人たちへ学会で学んできたことを報告することを求めます。

4) 医師としての倫理性、社会性など

職業に貴賤はありませんが、医師の仕事は生命を取り扱うという重みがあります。そこには、プロフェッショナルとしての矜持とともに高い倫理性を兼ね備えた誠実さが求められます。また、医療の現場は健康を損ねた患者さんとの人間関係の上に成り立ちます。そこでは相手を思いやる心が基本です。加えて、医療はひとりではできません。先輩や後輩の医師およびメディカルスタッフとの協力が必須です。したがって、医師という本分を全うするためには、常に自らの姿勢と実力を省みる謙虚さを忘れず、先輩への報告、連絡、相談を怠らず、

後輩の指導に勤しみ、メディカルスタッフとの協調を意識して実践する必要があります。

(3) 経験目標

1) 経験すべき疾患・病態

「産婦人科専門研修カリキュラム」(資料1)に示すような疾患・病態は経験してもらいます。ただし、あなたが未経験の症例がいつ目の前に現れるかはわかりません。常に自己学習に励み、いつでも対応できるよう準備を怠らないようにしてください。

2) 経験すべき診察・検査等

診察・検査についても、「産婦人科専門研修カリキュラム」(資料1)に示すような内容の診察・検査は経験してもらいます。ただし、あなたが未経験の診察・検査がいつ行われるかはわかりません。常に自己学習に励み、いつでも対応できるよう準備を怠らないようにしてください。

3) 経験すべき手術・処置等

最終的に3年間の研修期間中に経験すべき手術・処置については、修了要件(資料2)に最低基準が規定され、整備基準の10にも示されていますが、本プログラムでの研修は十分にそれを満たします。ただし、手術や処置についても、あなたが未経験の手術・処置がいつ行われるかはわかりません。常に自己学習に励み、いつでも対応できるよう準備を怠らないようにしてください。

4) 地域医療の経験

滋賀県は、女性人口あたりの産婦人科医師数が少ない全国有数の県のひとつです。滋賀県は県の中央に琵琶湖が位置し、幹線道路はその周囲を取り囲むように存在することと車社会であることから、産婦人科の医療過疎地域が存在します。医療過疎地域での診療経験は、一症例の初期対応から治療終了までのすべてに関与する貴重な体験となります。この地域医療の経験は必須であり、ただし、指導医がいないなど連携施設の条件を満たさない施設での研修は最大で12ヶ月間と規定されています。

5) 学術活動

学術活動も修了要件(資料2)の中に最低基準が規定され、整備基準の12にも示されています。

滋賀県においては、滋賀県産科婦人科医会による学術研修会が年4回企画さ

れており、そのうち6月と12月の2回、会員からの一般演題を募集しています。本学術研修会で筆頭著者として、少なくとも1回は発表を求めます。また、年1回発行している滋賀県産科婦人科雑誌への投稿も推奨しています。この雑誌は、査読制を採用していることから、発表した論文は、日本産科婦人科専門医の受験要件に合致するものです。もちろん、県外や国外での学会発表、ならびに邦文、英文での論文発表も積極的に挑戦して下さい。

3. 方法

(1) 臨床現場での学習

日々経験する症例への対応が、臨床現場での学習となります。滋賀医科大学医学部附属病院では、診療科内での週4回のブリーフィング、週2回のカンファレンス、週1回の抄読会のほか、放射線科など他部門との定期的な合同カンファレンスを行っており、症例の振り返りをサポートします。連携施設においても、これに準じた学習機会を提供します。

(2) 臨床現場を離れた学習

学術集会や研修会等への参加を奨励します。日本産科婦人科学会の学術講演会（特に教育プログラム）、近畿産科婦人科学会学術集会、滋賀県産科婦人科医学会の主催する学術研修会、その他各種研修セミナーなどが対象となります。その内容には、医療安全や感染症、医療倫理なども含みます。それ以外にも、滋賀医科大学医学部附属病院では、臨床研究に関する講演会のほか、毎年春秋に専攻医のための独自の教育プログラムを実施しており、修練をサポートします。

(3) 自己学習

『産婦人科研修の必修知識』や産婦人科診療に関連する各種ガイドラインの学習は必須であり、ウィリアムス産科学、ノバック婦人科には目を通していることを望みます。また、日本産科婦人科学会の e-learning など用意されている産婦人科専攻医教育プログラムも積極的に利用するとよいでしょう。

(4) 専門研修中の年度毎の知識・技能・態度の修練プロセス

1) 専門研修1年目に大学病院から研修をスタートした場合を例にとれば、内診、直腸診、経膈超音波検査、経腹超音波検査、胎児心拍モニタリングの検査、

正常分娩の取り扱い、子宮内容除去術や帝王切開手術の執刀、腹腔鏡下手術の執刀も可能です。生殖医療の症例や骨盤臓器脱の症例も担当することになります。

2) 専門研修2年目に連携施設に移った場合には、妊婦健診および婦人科の一般外来ができるようになってください。正常分娩を一人で取り扱うことや開腹手術や経膈手術の執刀の機会も増えます。

3) 専門研修3年目には、多様な手術の術者や助手の経験を積みつつ、帝王切開の適応の判断、がんの治療方針の決定、患者ならびに家族へのI.C.もできるようになりましょう。最終的に、専攻医の修了要件全てを満たすことが必要となりますので、不足がないように注意して下さい。

(5) 専門研修の具体例

原則として1年単位で複数の病院で研修を行います。基幹施設である滋賀医科大学医学部附属病院では6ヶ月以上24ヶ月以内の研修を行い、地域医療の経験や研修目標の達成度等を勘案して異動期間や研修先の変更を行うことがあります。その場合、1病院における研修期間の基本単位は6ヶ月と考えています。1つの連携施設での研修も24ヶ月以内です。1年目を連携病院からスタートすることも可能ですが、研修修了要件を3年間で満たすために、2年目には滋賀医科大学医学部附属病院で研修する機会を持つようにします。

4. 評価

(1) 形成的評価

1) フィードバックの方法とシステム

専攻医は、少なくとも1年に1度、研修目標の達成度、態度と技能について、日本産科婦人科学会専攻医研修オンライン管理システムを用いて記録を行います。指導医はこれをチェックし評価を加えます。態度についての評価は、他職種の見解を取り入れて行います。

* 2) 指導医層のフィードバック法の学習

指導医は、日本産科婦人科学会が主催あるいは承認する産婦人科指導医講習会への参加、あるいはe-learningで指導方法のフィードバックを行います。

(2) 総括的評価

1) 評価項目・基準と時期

専門医認定申請年（3年目あるいはそれ以降）の3月末時点で修了要件を満たしている必要があります。総括的評価は、日本産科婦人科学会専攻医研修オンライン管理システムを用いての研修記録および評価、さらに専門研修の期間、形成的評価が決められた時期に行われていたという記録も含めて行われます。また、手術・手技に関しては、滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム統括責任者または専門研修連携施設担当者が、経験症例数に見合った技能であることを確認します。

* 2) 評価の責任者

総括的評価は、滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム統括責任者が行います。

3) 修了判定のプロセス

修了判定のために、皆さんから専門医認定申請年の4月末までに送付された資料を基に、滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会は研修修了要件が満たされていることを確認します。確認が出来たら、研修証明書を発行、送付しますので、滋賀県産科婦人科医会の日本産科婦人科学会地方委員会に専門医認定試験の受験の申請を5月末までに行ってください。

5. 専門研修施設とプログラムの認定基準

* (1) 専門研修基幹施設の認定基準

本プログラムの基幹施設である滋賀医科大学医学部附属病院は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の産婦人科研修委員会が承認する専門研修基幹施設の要件（整備基準の23）をクリアしています。

* (2) 専門研修連携施設の認定基準

本プログラムの連携施設である各病院は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の産婦人科研修委員会が承認する専門研修連携施設の要件（整備基準の24）に該当しています。

* (3) 専門研修施設群の構成要件

本プログラムの施設群は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の産婦人科研修委員会が承認する専門研修施設群の要件（整備基準の25）に示された

基準に則って構成されています。

(4) 専門研修施設群の地理的範囲

本プログラムは、滋賀県全域のほか兵庫県の総合周産期母子医療センターで構成されており、密な連携と十分な症例数を備えています。

(5) 専攻医受入数についての基準

専攻医受入数の基準は、整備基準の 27 に指導医ひとりあたりの 3 年間の専攻医数は 4 人までと規定されています。本プログラムに属する指導医の数からは 50 名以上の募集が可能ですが、充実した研修を提供することを優先し、3 年間で上限 24 名を目安としています。

(6) 地域医療・地域連携への対応

産婦人科専門医制度は、地域の産婦人科医療を守ることを念頭に置いています。滋賀県にも僻地の医療を担う病院はありますので、地域医療や地域連携としての外来診療や救急診療、夜間当直を経験できます。僻地においては経験症例数が心配となるかも知れませんが、1000 人を 10 人で診るよりも 200 人を 1 人で診る方が、責任を自覚する点で密度の濃い研修を体験できます。

(7) 地域において指導の質を落とさないための方法

本プログラムでは、地域医療を担う施設にも指導医を配置するように心がけています。また、それが叶わない場合には、滋賀医科大学医学部附属病院と近隣の施設に担当指導医を設けて研修の質を担保します。電話相談は勿論、滋賀県はお互いの施設の距離が近いので、いつでも指導や相談に応じることが可能です。

(8) 研究に関する考え方

産婦人科専門医になるためには 3 年間以上常勤の臨床医として勤務することが求められており、大学院入学や留学等により、常勤の臨床医でなくなる場合には、その期間を専門研修期間に含めることはできない決まりです。

一方、臨床医といえども研究マインドを育むことは必須です。また、昨今の社会情勢からは、医学・医療にかかわる倫理指針を理解することも必要と考えら

れます。産婦人科専門研修の修了要件には、学会発表および学術論文の発表が含まれていますので、常勤の臨床医として働く中で、臨床研究や治験、疫学研究などに関わること、あるいは基礎医学、社会医学、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行うことは奨励されます。

* (9) 診療実績基準

* 1) 基幹施設

滋賀医科大学医学部附属病院は、基幹施設となるための基準(整備基準の31)を満たしています。

(10) Subspecialty 領域との連続性について

現在、日本専門医機構において Subspecialty 領域の専門医としての認定を受けている専門医には、生殖医療専門医、婦人科腫瘍専門医、周産期専門医(母体・胎児)があり、女性ヘルスケア専門医は認定を申請中です。それぞれの取得条件に産婦人科専門医であることが明記されています。

産婦人科専門医を取得した者は、産婦人科専攻医としての研修期間以後に上記4つの Subspecialty 領域の専門医のいずれかを取得することが望まれます。滋賀医科大学医学部附属病院は、上記4つの Subspecialty の領域はもちろんのこと、日本産科婦人科内視鏡学会技術認定医など多くの専門医の研修認定施設として登録されています。したがって、各人の希望に応じて様々な Subspecialty 領域の研修が可能となります。

(11) 産婦人科研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件

これらについては、整備基準に基づきます。整備基準の33を参照して下さい。

* 6. 専門研修プログラムを支える体制

* (1) 専門研修プログラムの管理運営体制の基準

本プログラムでは、専門研修基幹施設である滋賀医科大学医学部附属病院に滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会を組織し、専門研修プログラム統括責任者を置いています。連携施設には専門研修プログラム連携施設担当者と委員会組織を置いてもらいます。なお、滋賀医科大学医学部附属病院

は、複数の基本領域専門研修プログラムを擁しており、病院長および各専門研修プログラム統括責任者からなる専門研修プログラム協議会が設置されています。

* (2) 基幹施設の役割

専門研修基幹施設である滋賀医科大学医学部附属病院は、資料 4 に示す連携施設とともに研修施設群を形成しています。滋賀医科大学医学部附属病院に置かれた滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会は、研修の総括的評価を審議し、修了判定を行います。また、連携施設の状況把握と改善指導、プログラムの改善も行います。滋賀医科大学医学部附属病院に置かれた専門研修プログラム協議会では、専攻医、専門研修指導医の処遇、専門研修の環境整備等を協議します。

* (3) 専門研修指導医の基準

本プログラムの指導医は、整備基準の 36 に示されている認定基準を満たしています。指導医も指導施設ならびに本プログラムに対する評価を行い、本プログラム管理委員会に報告することが義務づけられています。

* (4) プログラム管理委員会の役割と権限

プログラム管理委員会が担当する内容は整備基準の通りです。(整備基準の 37)

* (5) プログラム統括責任者の基準、および役割と権限

プログラム統括責任者が担当する内容は整備基準の通りです。(整備基準の 38)

なお、本プログラムでは、プログラム統括責任者を補佐するために、副プログラム責任者を置いています。

* (6) 連携施設での委員会組織

連携施設には滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会の委員である専門研修プログラム連携施設担当者と委員会組織を置いて、同施設の専攻医が形成的評価と指導を適切に受けているかを評価してもらいます。

(7) 労働環境、労働安全、勤務条件

本プログラムに属する個々の施設は経営形態も違い、各施設での労使協定も異なりますので、労働条件は画一的ではありません。ただし、労働基準法を逸脱するような勤務環境であれば、滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会にいつでも相談して下さい。専門研修プログラム管理委員会としてもその是正に向け対応します。

7. 専門研修実績記録システム、マニュアル等の整備

(1) 研修実績および評価を記録し、蓄積するシステム

日本産科婦人科学会は日本産科婦人科学会専攻医研修オンライン管理システムを整備しています。専攻医は、このシステムを用いて少なくとも年1回、研修実績を記録して形成的評価を行ってください。同時に、フィードバックも行われます。なお、研修を修了しようとする年度末は、総括的評価となります。

(2) 人間性などの評価の方法

形成的評価時および総括的評価時には、人間性などの評価も必要です。専攻医自身が日本産科婦人科学会専攻医研修オンライン管理システムを用いて行うほか、プログラム統括責任者、連携施設担当者（施設責任者）、医師以外のメディカルスタッフの評価も聞き取った指導医も評価を加えます。

* (3) プログラム運用マニュアル・フォーマット等の整備

日本産科婦人科学会が専攻医研修マニュアル（資料6）と指導者マニュアル（資料7）、ならびに専攻医研修オンライン管理システムを整備しています。

8. 専門研修プログラムの評価と改善

(1) 専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価

専攻医には、指導医、指導施設および本プログラムに対する評価を行い、滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会に報告してもらいます。専攻医指導施設に対する評価には、労働時間、当直回数、給与など、労働条件についての内容も含まれます。

(2) 専攻医等からの評価（フィードバック）をシステム改善につなげるプロセス

専攻医や指導医等からの指導施設および本プログラムに対する評価は、プログラム管理委員会で審議して、改善に役立てます。評価に基づく改善の記録は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に年 1 回報告することになっています。

* (3) 研修に対する監査〔サイトビジット等〕・調査への対応

日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が必要と判断した場合に行われるサイトビジットの受け入れに対応します。その評価を受けて、滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会はプログラムの改良を行い、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の研修プログラム評価委員会に報告することになっています。

* (4) 滋賀医科大学医学部附属病院専門研修プログラム協議会

滋賀医科大学医学部附属病院は複数の基本領域専門研修プログラムを擁しており、病院長、病院内の各専門研修プログラム統括責任者からなる滋賀医科大学専門研修プログラム協議会を設置し、専攻医ならびに専攻医指導医の処遇、専門研修の環境整備等を協議しています。その結果は滋賀医科大学産婦人科専門研修プログラム管理委員会で報告します。

(5) 専攻医や指導医による産婦人科研修委員会への直接の報告

専攻医、指導医は、人権問題など本プログラムに重大な問題があると考えた場合には、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に訴えることが認められています。日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の連絡先は以下の通りです。

電話番号：03-5524-6900

e-mail アドレス：chuosenmoniseido@jsog.or.jp

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋 3-6-18 東京建物京橋ビル 4 階

* (6) プログラム更新のための審査

本プログラムの内容は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の産婦人科研修委員会によって、5 年毎に審査を受けることになっています。

9. 専攻医の採用と修了

(1) 採用方法

募集人員の目安は 8 名です。随時募集をかけていますので、希望者は滋賀医科大学産科学婦人科学講座 (hqgyne@belle.shiga-med.ac.jp) に、氏名と電話番号および現在の所属医療機関を連絡して下さい。追って、面接と選抜試験等の日時等を連絡します。採否は滋賀医科大学産婦人科研修プログラム管理委員会で決定の上通知します。

(2) 研修開始届け

4 月 1 日付けで、研修開始となります。当該年度の 5 月 31 日までに研修開始届を日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会 (chuosenmoniseido@jsog.or.jp) に提出してください。

(3) 修了要件

資料 2 および整備基準の 53 に示されている通りです。

専門研修プログラム整備基準

研修プログラムを申請する研修基幹施設の責任者は、本整備基準に準拠した研修プログラムを作成してください。研修プログラムは日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会で審査され、基準に照らして認定されます。細かな解説が必要な事項については各専門研修プログラムの付属解説資料として別に用意して下さい。

項目番号 専門領域 **産婦人科**

1 理念と使命

① 産婦人科専門医制度の理念

1

産婦人科専門医制度は、産婦人科専門医として有すべき診療能力の水準と認定のプロセスを明示する制度である。そこには医師として必要な基本的診療能力(コアコンピテンシー)と産婦人科領域の専門的診療能力が含まれる。そして、産婦人科専門医制度は、患者に信頼され、標準的な医療を提供でき、プロフェッショナルとしての誇りを持ち、患者への責任を果たせる産婦人科専門医を育成して、国民の健康に資する事を目的とする。

② 産婦人科専門医の使命

2

産婦人科専門医は産婦人科領域における広い知識、錬磨された技能と高い倫理性を備えた産婦人科医師である。自己研鑽し、産婦人科医療の水準を高めて、女性を生涯にわたってサポートすることを使命とする。産婦人科専門医研修後は標準的な医療を安全に提供し、疾病の予防に努め、将来の医療の発展のために研究マインドを持つことが求められる。

研修カリキュラム

2 専門研修の目標

① 専門研修後の成果(Outcome)

3

専門研修終了後の産婦人科専門医は、生殖・内分泌領域、婦人科腫瘍領域、周産期領域、女性のヘルスケア領域の4領域にわたり、十分な知識・技能を持ち、標準的な医療の提供を行う。また、産婦人科専門医は必要に応じて産婦人科領域以外の専門医への紹介・転送の判断を適切に行い、産婦人科領域以外の医師からの相談に的確に応えることのできる能力を備える。産婦人科専門医はメディカルスタッフの意見を尊重し、患者から信頼され、地域医療を守る医師である。

② 到達目標(修得すべき知識・技能・態度など)

i 専門知識

4

詳細は「産婦人科専門医研修カリキュラム」参照
各項目には必須項目、努力項目などの要求水準がある。なお各年次ごとの研修方法・到達目標の目安については、「3 専門研修の方法 ④ 専門研修中の年次毎の知識・技能・態度の修練プロセス」に記載されている。

1) 総論
女性生殖器の発生、解剖、生理、病理、さらに、胎児・新生児の生理・病理を理解する。また、女性生殖器と関連の深い臓器についても十分に理解する。

2) 生殖・内分泌領域(カリキュラムIV-1)
排卵・月経周期のメカニズム(視床下部—下垂体—卵巢系の内分泌と子宮内膜の周期的変化)を十分に理解する。その上で、排卵障害や月経異常とその検査、治療法を理解する。生殖生理・病理の理解のもとに、不妊症、不育症の概念を把握する。妊孕性に対する配慮に基づき、適切な診療やカウンセリングを行うのに必要な知識を身につける。また、生殖機能の加齢による変化を理解する。

3) 周産期領域(カリキュラムIV-2)
妊娠時、分娩時、産褥時等の周産期において母児の管理が適切に行えるようになるために、母児の生理と病理を理解し、保健指導と適切な診療を実施するのに必要な知識を身につける。

4) 婦人科腫瘍領域(カリキュラムIV-3)
女性生殖器に発生する主な良性・悪性腫瘍の検査、診断、治療法と病理病態を理解する。性機能、生殖機能の温存の重要性を理解する。がんの早期発見、とくに、子宮頸がんのスクリーニング、子宮体がん、卵巣がんの早期診断の重要性を理解する。

5) 女性のヘルスケア領域(カリキュラムIV-4)
女性の思春期から老年期までのライフステージに特有な心身にまつわる疾患を予防医学的観点から包括的に取り扱うことのできる知識を身につける。

ii 専門技能(診察、検査、診断、処置、手術など)

詳細は「産婦人科専門研修カリキュラム」参照

経験すべき症例数や手術件数については、専攻医修了要件に数値目標が設定されている。また、各年次ごとの研修方法・到達目標の目安については、「3 専門研修の方法 ④専門研修中の年度毎の知識・技能・態度の修練プロセスに記載されている。

1) 総論

下の診察と所見の記載ができる。

- a) 視診
- b) 双合診、直腸診等の触診
- c) 新生児の診察
- d) その他の理学的診察
- e) 経腔・経腹超音波検査

2) 必要な検査をオーダーし、その結果を理解し、診療することができる。検査結果をわかりやすく患者に説明することができる。

- a) 一般的検査
- b) 産婦人科の検査

3) 基本的治療法・手技について適応を判断し、実施できる。

- a) 呼吸循環を含めた全身の管理
- b) 術前・術後管理(摘出標本の取り扱い・病理検査提出を含む)
- c) 注射、採血
- d) 輸液、輸血
- e) 薬剤処方
- f) 外来・病棟での処置

4) 救急患者のプライマリケアができる。

- a) バイタルサインの把握、生命維持に必要な処置
- b) 他領域の専門医への適切なコンサルテーション、適切な医療施設への搬送

5) 産婦人科領域の処置、手術ができる(専攻医修了要件参照)。

- a) 正常分娩の取り扱い
- b) 異常分娩への対応
- c) 帝王切開の執刀・助手
- d) 腹式単純子宮全摘術の執刀
- e) その他の基本的腔式、腹式、腹腔鏡下手術の執刀または助手
- f) 生殖医療における処置の担当(術者)、助手または見学

6) 患者の特性を理解し、全人的にとらえ、患者、家族、医療関係者との信頼関係を構築し、コミュニケーションを円滑に行うことができる。

- a) 家族歴、既往歴聴取、回診時における患者とのコミュニケーション
- b) 患者、家族へのInformed Consent(IC)
- c) 他の医師やメディカルスタッフの意見の尊重

5

iii 学問的姿勢

医学・医療の進歩に遅れることなく、常に研鑽、自己学習する。患者の日常的診療から浮かび上がるクリニカルクエスチョンを日々の学習により解決し、今日のエビデンスでは解決し得ない問題は臨床研究に自ら参加、もしくは企画することで解決しようとする姿勢を身につける。学会に積極的に参加し、基礎的あるいは臨床的研究成果を発表する。得られた成果は論文として発表して、公に広めると共に批評を受ける姿勢を身につける。

6

iv 医師としての倫理性、社会性など

1) 医師としての責務を自律的に果たし信頼されること(プロフェッショナリズム)

医療専門家である医師と患者を含む社会との契約を十分に理解し、患者、家族から信頼される知識・技能および態度を身につける。

2) 患者中心の医療を実践し、医の倫理・医療安全に配慮すること

患者の社会的・遺伝学的背景もふまえ患者ごとに的確な医療を実践できる。医療安全の重要性を理解し、事故防止、事故後の対応がマニュアルに沿って実践できる。

3) 臨床の現場から学ぶ態度を修得すること

臨床の現場から学び続けることの重要性を認識し、その方法を身につける。

4) チーム医療の一員として行動すること

チーム医療の必要性を理解し、チームのリーダーとして活動できる。的確なコンサルテーションができる。他のメディカルスタッフと協調して診療にあたることができる。

5) 後輩医師に教育・指導を行うこと

自らの診療技術、態度が後輩の模範となり、また形成的指導を実践できる。

6) 保健医療や主たる医療法規を理解し、遵守すること

健康保険制度を理解し保健医療をメディカルスタッフと協調し実践する。医師法・医療法(母体保護法[人工妊娠中絶、不妊手術])、健康保険法、国民健康保険法、老人保健法を理解する。診断書、証明書が記載できる(妊娠中絶届出を含む)。

7

③ 経験目標(種類、内容、経験数、要求レベル、学習法および評価法等)

i 経験すべき疾患・病態

8

「産婦人科専門研修カリキュラム」参照

ii 経験すべき診察・検査等

9

「産婦人科専門研修カリキュラム」参照

iii 経験すべき手術・処置等(註1)(註2)

10

- 1) 分娩症例150例以上、ただし以下を含む(d)についてはb)c)との重複可)
 - a) 経膈分娩;立ち会い医として100例以上
 - b) 帝王切開;執刀医として30例以上
 - c) 帝王切開;助手として20例以上
 - d) 前置胎盤症例(あるいは常位胎盤早期剥離症例)の帝王切開術執刀医あるいは助手として5例以上
 - 2) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀10例以上(稽留流産を含む)
 - 3) 腔式手術執刀10例以上(子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む)
 - 4) 子宮付属器摘出術(または卵巣嚢胞摘出術)執刀10例以上(開腹、腹腔鏡下を問わない)
 - 5) 単純子宮全摘出術執刀10例以上(開腹手術5例以上を含む)
 - 6) 浸潤がん(子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん)手術(執刀医あるいは助手として)5例以上
 - 7) 腹腔鏡下手術(執刀あるいは助手として)15例以上(上記4)、5)と重複可)
 - 8) 不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索(問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、子宮鏡等)、あるいは治療(排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等)に携わった(担当医、あるいは助手として)経験症例5例以上
 - 9) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例5例以上
- 註1) 施設群内の外勤等で経験する分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての研修はその時に常勤している施設の研修実績に加えることができる。
- 註2) 専門研修開始後の症例のみカウントできる(初期研修期間の症例は含まない)。

iv 地域医療の経験(病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など)

11

- ・地域医療の経験のためには、産婦人科専門研修制度の他の専門研修プログラムも含め基幹施設となっておらず(項目25参照)、かつ東京23区および政令指定都市以外にある連携施設または連携施設(地域医療)で、1か月以上の研修を行うことを必須とする。ただし、専門研修指導医のいない施設(ただし専門医の常勤は必須)での研修は通算12か月以内(研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を当該連携施設で行うことは可とする)とし、その場合、専攻医の研修指導體制を明確にし、基幹施設や他の連携施設から指導や評価を行う担当指導医を決める。担当指導医は少なくとも1-2か月に1回はその研修状況を確認し、専攻医およびその施設の専門医を指導する。なお、連携施設(地域医療・生殖)での研修は、専門研修指導医のいない施設での研修12か月以内に含める。
- ・へき地・離島などの地域医療特有の産婦人科診療を経験することができる。
- ・地域の医療資源や救急体制について把握し、地域の特性に応じた病診連携、病病連携のあり方について理解して実践できる。
- ・例えば、妊婦の保健指導や相談、支援に関与する。子育てが困難な家庭を把握して、保健師と協力して子育て支援を行うことができる。
- ・例えば、婦人科がん患者の緩和ケアなど、ADLの低下した患者に対して、在宅医療や緩和ケア専門施設などを活用した医療を立案する。

v 学術活動

12

- 以下の2点が修了要件に含まれている。
- 1) 日本産科婦人科学会学術講演会などの産婦人科関連の学会・研究会で筆頭者として1回以上発表していること。
 - 2) 筆頭著者として論文1編以上発表していること。(註1)
- 註1) 産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制(編集者による校正を含む)を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌でも可であるが院内雑誌は不可である。ただし医学中央雑誌またはMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

3 専門研修の方法

① 臨床現場での学習

13

・週1回以上の診療科におけるカンファレンスおよび関連診療科との合同カンファレンスを通して病態と診断過程を深く理解し、治療計画作成の理論を学ぶように指導する。
・月に1回以上は抄読会や勉強会を実施する。抄読会や勉強会は他の施設と合同で行う場合も考えられる。インターネットによる情報検索の指導を行う。
・子宮鏡、コルポスコピーなど検査の指導を行う。
・積極的に手術の執刀・助手を経験させる。その際に術前のイメージトレーニングと術後の詳細な手術記録を実行させる。
・手術手技をトレーニングする設備や教育DVDなどの充実を図る。
・2年目以降に外来診療が行えるように、ガイドラインなどを用いて外来診療のポイントを指導する。指導医は上記の事柄について、責任を持って指導する。

② 臨床現場を離れた学習(各専門医制度において学ぶべき事項)

14

日本産科婦人科学会の学術集会(特に教育プログラム)、日本産科婦人科学会のe-learning、連合産科婦人科学会、各都道府県産科婦人科学会などの学術集会、その他各種研修セミナーなどで、下記の機会を作る。
・標準的医療および今後期待される先進的医療を学習する機会
・医療安全、感染症、医療倫理等を学ぶ機会
・指導法、評価法などを学ぶ機会

③ 自己学習(学習すべき内容を明確にし、学習方法を提示)

15

最新の「産婦人科研修の必修知識」を熟読し、その内容を深く理解する。また、産婦人科診療に関連する各種ガイドライン(婦人科外来、産科、子宮頸がん治療、子宮体がん治療、卵巣がん治療、生殖医療、ホルモン補充療法など)の内容を把握する。また、e-learningによって、産婦人科専攻医教育プログラムを受講することもできる。さらに、教育DVD等で手術手技を研修できる。

④ 専門研修中の年度毎の知識・技能・態度の修練プロセス

16

1) 専門研修1年目
内診、直腸診、経膈超音波検査、経腹超音波検査、胎児心拍モニタリングの解釈ができるようになる。正常分娩を指導医・上級医の指導のもとで取り扱える。上級医の指導のもとで通常の帝王切開、子宮内容除去術、子宮付属器摘出術ができる。
2) 専門研修2年目
妊婦健診および婦人科の一般外来ができるようになる。正常および異常な妊娠・分娩経過を判別し、問題のある症例については指導医・上級医に確実に相談できるようになる。正常分娩を一人で取り扱える。指導医・上級医の指導のもとで通常の帝王切開、腹腔鏡下手術ができる。指導医・上級医の指導のもとで患者・家族のICを取得できるようになる。
3) 専門研修3年目
3年目には専攻医の修了要件全てを満たす研修を行う(専攻医修了要件参照)。帝王切開の適応を一人で判断できるようになる。通常の帝王切開であれば同学年の専攻医と一緒にできるようになる。指導医・上級医の指導のもとで前置胎盤症例など特殊な症例の帝王切開ができるようになる。指導医・上級医の指導のもとで癒着があるなどやや困難な症例であっても、腹式単純子宮全摘術ができる。悪性腫瘍手術の手技を理解して助手ができるようになる。一人で患者・家族のICを取得できるようになる。

4 専門研修の評価

① 到達度評価

1) フィードバックの方法とシステム

17 専攻医が、研修中に自己の成長を知るために、到達度評価を行う。少なくとも12か月に1度は専攻医が研修目標の達成度および態度および技能について、Web上で日本産科婦人科学会が提供する産婦人科研修管理システム(以下、産婦人科研修管理システム)に記録し、指導医がチェックする。態度についての評価には、自己評価に加えて、指導医による評価(指導医あるいは施設毎の責任者により聴取された看護師長などの他職種による評価を含む)がなされる。到達度評価の方法をそれぞれのプログラムに記載するが、下記の2点が必要である。

- ・ 到達度評価のチェック時期がプログラムに明示されていること。
- ・ フィードバックを誰がどのように行うかがプログラムに明示されていること。

2) (指導医層の)フィードバック法の学習(FD)

18 日本産科婦人科学会が主催する、あるいは日本産科婦人科学会の承認のもとで連合産科婦人科学会が主催する産婦人科指導医講習会において、フィードバックの方法について講習を行う。なお、指導医講習会の受講は、指導医認定のために必須である。

② 総括的評価

1) 評価項目・基準と時期

19 項目の詳細は9-②修了要件に記されている。産婦人科研修管理システムで総括的評価を行う。専門医認定申請年(3年目あるいはそれ以後)の3月末時点での研修記録および評価、さらに専門研修の期間、到達度評価(4-①)が決められた時期に行われていたという記録も評価項目に含まれる。手術・手技については、専門研修プログラム統括責任者または専門研修連携施設担当者が、経験症例数に見合った技能であることを確認する。

2) 評価の責任者

20 総括的評価の責任者が、専門研修プログラム統括責任者である。

3) 修了判定のプロセス

21 専攻医は産婦人科研修管理システム上で専門研修プログラム管理委員会に対し修了申請を行う。専門研修プログラム管理委員会は9-②の修了要件が満たされていることを確認し、5月末までに修了判定を行い、研修修了証明書を専攻医に送付する。修了と判定された専攻医は、各都道府県の地方委員会に専門医認定試験受験の申請を行う。地方委員会での審査を経て、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会で専門医認定一次審査受験の可否を決定する。

4) 他職種評価

22 指導医は病棟の看護師長など少なくとも医師以外のメディカルスタッフ1名以上からの評価を聴取し、専攻医が専門医に相応しいチームの一員としての行動が取れているかについても評価し、産婦人科研修管理システムに記録する。

研修プログラム

5 専門研修施設とプログラムの認定基準

① 専門研修基幹施設の認定基準

- 1) 初期研修における基幹型臨床研修病院であること。
- 2) 同一施設内で他科との連携による総合診療が可能で(少なくとも内科、外科、泌尿器科、麻酔科、小児科(または新生児科)の医師が常勤していること)、救急医療を提供していること。
- 3) 分娩数が(帝王切開を含む)申請年の前年1月から12月までの1年間に少なくとも150件程度あること。
- 4) 開腹手術が帝王切開以外に申請年の前年1月から12月までの1年間に150件以上あること(この手術件数には腹腔鏡下手術を含めることができるが、腔式手術は含めない)。
- 5) 婦人科悪性腫瘍(浸潤がんのみ)の治療実数が申請年の前年1月から12月までの1年間に30件以上あること(手術件数と同一患者のカウントは可とする)。
- 6) 生殖・内分泌および女性のヘルスケアについて専門性の高い診療実績を有していること。
- 7) 申請年の前年12月末日までの5年間に、当該施設(産婦人科領域)の所属である者が筆頭著者として発表した産婦人科領域関連論文(註1)が10編以上あること。
註1)産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制(編集者による校正を含む)を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌でも可であるが院内雑誌は不可である。ただし医学中央雑誌またはMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。掲載予定の論文を提出することもできるが、申請年度の前年12月31日までに掲載が決まった論文とする。掲載予定の論文を提出する場合は論文のコピーと掲載証明書の提出を必須とする。
- 8) 産婦人科専門医が4名以上常勤として在籍し、このうち専門研修指導医が2名以上であること。
- 9) 周産期、婦人科腫瘍の各領域に関して、日本産科婦人科学会登録施設として症例登録および調査等の業務に参加すること。
- 10) 症例検討会、臨床病理検討会、抄読会、医療倫理・安全・感染症等の講習会が定期的に行われていること。
- 11) 学会発表、論文発表の機会を与え、指導ができること。
- 12) 日本専門医機構が認定する専門研修プログラムを有すること。
- 13) 施設内に専門研修プログラム管理委員会を設置し、専攻医および専門研修プログラムの管理と、専門研修プログラムの継続的改良ができること。
- 14) 日本専門医機構のサイトビジットを受け入れ可能であること。

23

② 専門研修連携施設の認定基準

- 以下の1)~5)を満たし、かつ、当該施設の専門性および地域性から専門研修基幹施設が作成した専門研修プログラムに必要とされる施設。
- 1) 下記a) b) c)のいずれかを満たす(専門研修指導医がいない下記b)c)の施設での研修は通算で12ヶ月以内とする。)
 - a) 連携施設: 専門研修指導医が1名以上常勤として在籍する。
 - b) 連携施設(地域医療): 専門研修指導医が在籍していないが専門医が常勤として在籍しており、基幹施設または他の連携施設の指導医による適切な指導のもとで、産婦人科に関わる地域医療研修(項目11参照)を行うことができる。産婦人科専門研修制度の他の専門研修プログラムも含め基幹施設となっておらず、かつ東京23区以外および政令指定都市以外にある施設。
 - c) 連携施設(地域医療-生殖): 専門研修指導医が常勤として在籍しておらず、かつ、産婦人科に関わる必須の地域医療研修(項目11参照)を行うことはできないが、専門医が常勤として在籍しており、基幹施設または他の連携施設の指導医による適切な指導のもとで、地域における生殖補助医療の研修を行うことができる。
 - 2) 女性のヘルスケア領域の診療が行われていることに加えて、申請年の前年1月から12月までの1年間に、
 - a) 体外受精(顕微授精を含む)30サイクル以上、b) 婦人科良性腫瘍(類腫瘍を含む)の手術が100件以上 c) 婦人科悪性腫瘍(浸潤がんのみ)の治療実数が30件以上、d) 分娩数(帝王切開を含む)が100件以上の4つのうち、いずれか1つの診療実績を有する。ただし日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が地域医療のために必要と判断する場合、この診療実績を満たさなくとも、特例で連携施設(地域医療)として認められることがある。
 - 3) 所属する専門研修施設群の基幹施設が作成する専門研修プログラムに沿った専攻医の指導ができること。
 - 4) 専門研修プログラム連携施設担当者は、所属する専門研修施設群の基幹施設が設置する専門研修プログラム管理委員会に参加し、専攻医および専門研修プログラムの管理と、専門研修プログラムの継続的改良に携われること。
 - 5) 週1回以上の臨床カンファレンスおよび、月1回以上の抄読会あるいは勉強会を実施できること。

24

③ 専門研修施設群の構成要件

産婦人科専門研修施設群は、基幹施設および複数の連携施設からなる。一つの施設が複数の基幹施設の連携施設となることは可能である。また、ある基幹施設が他の基幹施設の連携施設になることも可能である。ただし、産婦人科専門研修施設群には、産婦人科専門研修制度の他のプログラムの基幹施設となっていない複数の連携施設が必要である。

専攻医は6か月以上24か月以内の期間、基幹施設での研修を行う。(研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を基幹施設で行うことは可とする)。連携施設1施設での研修も24か月以内とする(研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を当該連携施設で行うことは可とする)。原則として、専攻医は、当該プログラムの募集時に示されていた施設群の中でのみ専門研修が可能である。もしも、その後に研修施設が施設群に追加されるなどの理由により、募集時に含まれていなかった施設で研修を行う場合、プログラム管理委員会は、専攻医本人の同意のサインを添えて理由書を日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に提出し、承認を得なければならない。

専攻医の研修に際しては、原則として施設群内の複数施設を年次で定められたプログラムに則って計画的に移動するが、産婦人科領域の特殊性、地域医療への配慮などにより柔軟に運用する。

基幹施設、連携施設ともに委員会組織を置く。そして必要な情報を定期的に共有するために専門研修プログラム管理委員会を少なくとも1年に1度以上開催する。基幹施設、連携施設ともに、少なくとも1年に1度、専門研修プログラム管理委員会に以下の報告を行う。

1) 前年度の診療実績

a) 病院病床数、b) 産婦人科病床数、c) 1日あたり産婦人科外来患者数、d) 経膈分娩件数、e) 帝王切開件数、f) 婦人科良性腫瘍(類腫瘍を含む)手術件数、g) 婦人科悪性腫瘍(浸潤がんのみ)の診療実績数、h) 腹腔鏡下手術件数、i) 体外受精サイクル数。

2) 専門研修指導医数および専攻医数

a) 前年度の専攻医の指導実績、b) 今年度の産婦人科専門医および専攻医指導医の人数、c) 今年度の専攻医数、d) 次年度の専攻医受け入れ可能人数。

3) 前年度の学術活動

a) 学会発表、b) 論文発表

4) 施設状況

a) 施設区分、b) 指導可能領域、c) 産婦人科カンファレンス、d) 他科との合同カンファレンス、e) 抄読会、f) 図書館、g) 文献検索システム、h) 医療安全・感染対策・医療倫理に関する研修会。

5) Subspecialty領域の専門医数

Subspecialty領域への連続的な育成を考慮して、下記専門医数についても把握しておくことが望ましい。a) 周産期専門医(母体・胎児)、b) 婦人科腫瘍専門医、c) 生殖医療専門医、d) 女性ヘルスケア専門医、e) 内視

25

④ 専門研修施設群の地理的範囲

都道府県単位など地理的要素も考慮に入れて施設群を形成する。ただし、Subspecialtyへの切れ目のない研修がなされ、診療の質を落とさず、地域医療が守られて、委員会が適切に開催されるならば、都道府県をこえて専門研修施設群を形成することも可能である。

26

⑤ 専攻医受入数についての基準(診療実績、指導医数等による)

各専攻医指導施設における専攻医総数(すべての学年を含めた総数)の上限は、当該年度の指導医数×3とする。ただし、地域医療を経験するために必要と考えられ、5-⑦の条件を満たしている場合はその限りではない。この数には、2016年度以前に専門研修を開始した専攻医の数を含まない。専門研修プログラムにおける専攻医受け入れ可能人数は、専門研修基幹施設および連携施設の受け入れ可能人数を合算したものである。産婦人科診療を維持するための全国の産婦人科専攻医受け入れ数は、1年あたり約500人と考えている。

27

⑥ 地域医療・地域連携への対応

産婦人科専門医制度は、地域の産婦人科医療を守ることを念頭に置いている。産婦人科医は絶対数の不足に加えて地域偏在が著しく、大規模な地域中核病院であっても、医師数が足りていないことがある。専攻医のプログラムとしては、地域中核病院・地域中小病院において外来診療、夜間当直、救急診療を行うことや、病診連携、病病連携を円滑にすすめるようになれば、地域の産婦人科医療を守ることにつながる。

28

⑦ 地域において指導の質を落とさないための方法

専門研修プログラム管理委員会は、専攻医に地域医療を経験させることを目的とする場合、専門研修指導医が常勤していない場合であっても、専攻医を当該施設で研修させることができる。ただし、その場合は連携施設(地域医療)、連携施設(地域医療-生殖)の要件(項目24参照)を満たしている必要がある。必須研修としての地域医療は連携施設(地域医療-生殖)では行うことはできない。指導医が常勤していない施設の研修においては、専攻医の研修指導体制を明確にし、基幹施設や他の連携施設から指導や評価を行う担当指導医を決める。担当指導医は少なくとも1-2か月に1回はその研修状況を確認し、専攻医およびその施設の専門医を指導する。指導医のいない施設であっても、週1回以上の臨床カンファレンスと、月1回以上の勉強会あるいは抄読会は必須であり、それらは他施設と合同で行うことも考えられる。

29

⑧ 研究に関する考え方

30

- 1) 産婦人科領域としては、専攻医が研究マインドを持つことが、臨床医としての成長につながると考えている。ただし、3年間以上常勤の臨床医として勤務することが専門医取得の必須条件であり、大学院の在籍や留学等によって、常勤の臨床医ではなくなる場合は、その期間は専門研修の期間には含まない。
 - 2) 医学・医療研究にかかわる倫理指針を理解することは必須である。研修中に臨床研究を行ったり、治験、疫学研究に関わったりするように促す。また専攻医の希望によっては、専門研修に加えて、基礎医学、社会医学、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行うことも考えられる。それらの研究は学会や論文で発表するよう指導する。
- 産婦人科専門研修の修了要件には、学会発表および学術論文の発表が含まれている。

⑨ 診療実績基準(基幹施設と連携施設) [症例数・疾患・検査/処置・手術など]

31

- 1) 基幹施設
下記のa)からd)のすべてを満たす。
 - a) 分娩数(帝王切開を含む)が申請年の前年1月から12月までの1年間に少なくとも150件程度あること。
 - b) 開腹手術が帝王切開以外に申請年の前年1月から12月までの1年間に150件以上あること(この手術件数には腹腔鏡下手術を含めることができるが、腔式手術は含まない)。
 - c) 婦人科悪性腫瘍(浸潤癌のみ)の治療実数が申請年の前年1月から12月までの1年間に30件以上あること(手術件数と同一患者のカウントは可とする)。
 - d) 生殖・内分泌および女性のヘルスケアについて専門性の高い診療実績を有していること。
 - 2) 連携施設
女性のヘルスケア領域の診療が行われていることに加えて、申請年の前年1月から12月までの1年間に、a) 体外受精(顕微授精を含む)30サイクル以上、b) 婦人科良性腫瘍(類腫瘍を含む)の手術が100件以上、c) 婦人科悪性腫瘍(浸潤がんのみ)の診療実数が30件以上、d) 分娩数(帝王切開を含む)が100件以上の4つのうち、いずれか1つの診療実績を有する。ただし日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が地域医療のために必要と判断する場合、この診療実績を満たさなくとも、上記条件の総合評価で、連携施設(地域医療)として認められることがある。
 - 3) 連携施設(地域医療)
 - 4) 連携施設(地域医療一生殖)
- 2)3)4)の詳細に関しては項目24を参照

⑩ Subspecialty領域との連続性について

32

産婦人科専門医を取得した者は、産婦人科専攻医としての研修期間以後にSubspecialty領域の専門医(生殖医療専門医、婦人科腫瘍専門医、周産期専門医(母体・胎児)、女性ヘルスケア専門医)を取得する研修を開始することができる。

⑪ 産婦人科研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件…

33

- 1) 専門研修プログラム期間のうち、出産に伴う6か月以内の休暇は1回までは研修期間にカウントできる。また、疾病での休暇は6か月まで研修期間にカウントできる。なお、疾病の場合は診断書を、出産の場合は出産を証明するものの添付が必要である。
- 2) 週20時間以上の短時間雇用の形態での研修は3年間のうち6ヶ月まで認める。
- 3) 上記1)、2)に該当する者は、その期間を除いた常勤での専攻医研修期間が通算2年半以上必要である。
- 4) 留学、常勤医としての病棟または外来勤務のない大学院の期間は研修期間にカウントできない。
- 5) 専門研修プログラムを移動する場合は、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に申請し、承認が得られた場合にこれを可能とする。
- 6) ストレートに専門研修を修了しない場合、研修期間は1年毎の延長とする。専攻医は専門研修開始から9年以内に専門研修を修了し10年以内に専門医試験の受験を行う。9年間で専門研修が修了しなかった場合、専門医となるためには一から新たに専門研修を行う必要がある。
- 7) 専門研修修了後、専門医試験は5年間受験可能(毎年受験する場合、受験資格は5回)である。専門研修修了後、5年間で専門医試験に合格しなかった場合、専門医となるためには一から新たに専門研修を行う必要がある。

6 専門研修プログラムを支える体制

① 専門研修プログラムの管理運営体制の基準

34

専門研修基幹施設に専門研修プログラム管理委員会を置き、専門研修プログラム統括責任者を置く。連携施設には専門研修プログラム連携施設担当者と委員会組織を置く。専門研修プログラム管理委員会の委員としては、統括責任者、副統括責任者、その他基幹施設の指導医、連携施設担当者などが含まれる。

複数の基本領域専門研修プログラムを擁している基幹施設には、当該施設長、各専門研修プログラム統括責任者からなる専門研修プログラム連絡協議会を設置する。

② 基幹施設の役割

専門研修基幹施設は連携施設とともに研修施設群を形成する。基幹施設に置かれた専門研修プログラム管理委員会は、総括的評価を行い、修了判定を行う。また、連携施設の状況把握と改善指導、プログラムの改善を行う。専門研修プログラム連絡協議会では、専攻医、専門研修指導医の処遇、専門研修の環境整備等を協議する。

専門研修プログラムの以下の軽微、もしくは事務的な変更は、随時、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に報告し、最新の情報提供に努める。

- (1)退職、勤務施設異動などに伴うプログラム統括責任者、副プログラム統括責任者、連携施設専門研修責任者、指導医、専門医の変更
- (2)指導医の異動に伴う連携施設から連携施設(地域医療)ないし連携施設(地域医療-生殖)への変更
- (3)(2)で連携施設(地域医療)ないし連携施設(地域医療-生殖)となった施設の指導医の異動(復活)に伴う連携施設への変更
- (4)プログラムの研修内容に事実上の変更がない字句などの修正
- (5)専攻医募集年度の更新に伴う、妥当な募集人数の変更
- (6)退職、勤務施設異動などに伴う連携施設の辞退
- (7)整備基準の改訂に伴う記載の変更
- (8)その他、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認めるもの
(変更前と変更後を対比させたリストを提出)

新規指導医認定を伴わない連携施設追加、研修内容の事実上の変更を伴う改訂、拡大研修委員会が随時変更は適切ではないと判断した事項の変更は新規基幹施設・連携施設募集時に申請する。

35

③ 専門研修指導医の基準

1) 指導医認定の基準

以下のa)～d)の全てを満たすことを指導医認定の基準とする。

- a) 申請する時点で常勤産婦人科医として勤務しており、産婦人科専門医の更新履歴が1回以上ある者。
- b) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者。
- c) 産婦人科に関する論文で、次のいずれかの条件を満たす論文が2編以上ある者(註1)

(1) 自らが筆頭著者の論文

(2) 第二もしくは最終共著者として専攻医を指導し、専攻医を筆頭著者として発表した論文

註1) 産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制(編集者により校正を含む)を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌でも可であるが院内雑誌は不可である。ただし医学中央雑誌又はMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

d) 日本産科婦人科学会が指定する指導医講習会を3回以上受講している者(註2)

註2) 指導医講習会には(1)日本産科婦人科学会学術講演会における指導医講習会、(2)ブロック単位の産科婦人科学会学術講演会(連合産科婦人科学会学術講演会+北海道産科婦人科学会学術講演会)における指導医講習会、(3)e-learningによる指導医講習、(4)第65回および第66回日本産科婦人科学会学術講演会において試行された指導医講習会が含まれる。指導医講習会の回数にはe-learningによる指導医講習を2回含めることができる。ただし、出席した指導医講習会と同じ内容のe-learningは含めることができない。

2) 暫定指導医が指導医となるための基準(指導医更新の基準と同じ)

以下のa)～d)の全てを満たすことを暫定指導医が指導医となるための基準とする。

- a) 産婦人科診療に常勤の産婦人科専門医として従事している者。
- b) 専攻医指導要綱に沿って専攻医を指導できる者。
- c) 直近の5年間に産婦人科に関する論文が2編以上ある者(註1)。著者としての順番は問わない。
- d) 本会が指定する指導医講習会を3回以上受講している者(註2)。

36

④ プログラム管理委員会の役割と権限

1) 専門研修を開始した専攻医の把握

2) 専攻医ごとの、到達度評価・症例記録・症例レポートの内容確認と、今後の専門研修の進め方についての検討

3) 研修記録、総括的評価に基づく、専門医認定申請のための修了判定

4) それぞれの専攻医指導施設の前年度診療実績、施設状況、指導医数、現在の専攻医数に基づく、次年度の専攻医受け入れ数の決定

5) 専攻医指導施設の評価に基づく状況把握、指導の必要性の決定

6) 研修プログラムに対する評価に基づく、研修プログラム改良に向けた検討

7) サイトビジットの結果報告と研修プログラム改良に向けた検討

8) 研修プログラム更新に向けた審議

9) 翌年度の専門研修プログラム応募者の採否決定

10) 専攻医指導施設の指導報告

11) 研修プログラム自体に関する評価と改良について日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会および日本専門医機構への報告内容についての審議

12) 専門研修プログラム連絡協議会への結果報告

37

⑤ プログラム統括責任者の基準、および役割と権限

38

1) プログラム統括責任者認定の基準

a) 申請する時点で専攻医指導施設もしくは最新の専攻医研修プログラムにおいて研修の委託が記載されている施設で、常勤の産婦人科専門医として合計10年以上産婦人科の診療に従事している者(専門医取得年度は1年とみなす。2回以上産婦人科専門医を更新した者)

b) 専門研修基幹施設における常勤の専門研修指導医であり、専門研修プログラム管理委員会によりプログラム統括責任者として適していると認定されている者

c) 直近の10年間に共著を含め産婦人科に関する論文が20編以上ある者(註1)

註1)産婦人科関連の内容の論文で、原著・総説・症例報告のいずれでもよいが抄録、会議録、書籍などの分担執筆は不可である。査読制(編集者による校正を含む)を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌でも可であるが院内雑誌は不可である。ただし医学中央雑誌またはMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

2) プログラム統括責任者更新の基準

a) 専門研修基幹施設における常勤の専門研修指導医であり、専門研修プログラム管理委員会によりプログラム統括責任者として適していると認定されている者

b) 直近の5年間に産婦人科専攻医研修カリキュラムに沿って専攻医を指導した者

c) 直近の5年間に共著を含め産婦人科に関する論文が10編以上ある者(註1)

3) プログラム統括責任者資格の喪失(次のいずれかに該当する者)

a) 産婦人科指導医でなくなった者

b) 更新時に、更新資格要件を満たさなかった者

c) プログラム統括責任者として不適格と判断される者

4) プログラム統括責任者の役割と権限

プログラム統括責任者は専門研修プログラム管理委員会を主催し、専門研修プログラムの管理と、専攻医および指導医の指導および専攻医の修了判定の最終責任を負う。

5) 副プログラム統括責任者

プログラムで受け入れる専攻医が専門研修施設群全体で20名をこえる場合や、その他必要な場合には、プログラム統括責任者を補佐する副プログラム統括責任者を置く。副プログラム統括責任者は指導医とする。

⑥ 連携施設での委員会組織

39

専門研修連携施設には、専門研修プログラム連携施設担当者と委員会組織を置く。専門研修連携施設の専攻医が到達度評価と指導を適切に受けているか評価する。専門研修プログラム連携施設担当者は専門研修連携施設内の委員会組織を代表し専門研修基幹施設に設置される専門研修プログラム管理委員会の委員となる。

⑦ 労働環境、労働安全、勤務条件

40

すべての専門研修連携施設の管理者とプログラム統括責任者は、「産婦人科勤務医の勤務条件改善のための提言」(平成25年4月、日本産科婦人科学会)に従い、「勤務医の労務管理に関する分析・改善ツール」(日本医師会)等を用いて、専攻医の労働環境改善に努める責務を負う。

専攻医の勤務時間、休日、当直、給与などの勤務条件については、労働基準法を遵守し、各施設の労使協定に従う。さらに、専攻医の心身の健康維持への配慮、当直業務と夜間診療業務の区別とそれぞれに対応した適切な対価を支払うこと、バックアップ体制、適切な休養についての明示が必要である。

専攻医は研修を行う研修施設群に属する各施設を循環するので、給与等は研修場所となる施設で支払うものとする。

7 専門研修実績記録システム、マニュアル等の整備

① 研修実績および評価を記録し、蓄積するシステム

41

研修管理システムに研修実績を記録蓄積し、到達度評価、フィードバックの実施と記録を行う。総括的評価は産婦人科研修カリキュラム(別紙)に則り、研修を修了しようとする年度末に行う。

② 医師としての適性の評価

42

到達度評価は指導医、専攻医自身により行う。総括的評価はプログラム統括責任者、プログラム連携施設担当者(施設責任者)、医師以外のメディカルスタッフ、指導医、専攻医自身の評価である。評価は産婦人科研修管理システムでおこなう。

③ プログラム運用マニュアル・フォーマット等の整備

43

プログラム運用マニュアルは以下の専攻医研修マニュアルと指導者マニュアルを用いる。専攻医研修実績、指導医による指導とフィードバックは産婦人科研修管理システムにおいて記録される。指導者研修計画(FD)の実施記録(別紙)を整備する。

- 44 ●専攻医研修マニュアル
別紙「専攻医研修マニュアル」参照。
- 45 ●指導者マニュアル
別紙「指導医マニュアル」参照。
- 46 ●専攻医研修実績記録フォーマット
産婦人科研修管理システムに研修実績を記録し、一定の経験を積むごとに専攻医自身が到達度評価を行い記録する。少なくとも1年に1回は到達度評価により、学問的姿勢、生殖内分泌、周産期、婦人科腫瘍、女性のヘルスケアの各分野の到達度自己評価を行う。研修を修了しようとする年度末には総括的評価により評価を行う。
- 47 ●指導医による指導とフィードバックの記録
産婦人科研修管理システムに、一定の経験数が記録され専攻医自身が到達度評価を行うごとに、指導医も到達度評価を行い記録し、行ったフィードバックを記録する。少なくとも1年に1回は学問的姿勢、生殖内分泌、周産期、婦人科腫瘍、女性のヘルスケアの各分野の到達度評価を行い、評価者は「劣る」、「やや劣る」の評価を付けた項目については必ず改善のためのフィードバックを行い記録する。
- 48 ●指導者研修計画(FD)の実施記録
日本産科婦人科学会が指定する指導医講習会(註1)の受講は個人ごとに電子管理されており(H27.4.1以降)、指導医の認定および更新の際に定められた期間における3回以上の受講が義務づけられている。
註1) 指導医講習会には①日本産科婦人科学会学術講演会における指導医講習会、②連合産科婦人科学会学術集会における指導医講習会、③日本産科婦人科学会が作成するe-learningによる指導医講習、④第65回および第66回日本産科婦人科学会学術講演会において試行された指導医講習会が含まれる。指導医講習会の回数にはe-learningによる指導医講習を2回含めることができる。ただし、出席した指導医講習会と同じ内容のe-learningは含めることができない。

8 専門研修プログラムの評価と改善

① 専攻医による指導医および研修プログラムに対する評価

- 49 総括的評価を行う際、専攻医は指導医、施設、専門研修プログラムに対する評価も産婦人科研修管理システム上で行う。また指導医も施設、専門研修プログラムに対する評価を行う。その内容は専門研修プログラム管理委員会に記録される。なお、専攻医はパワーハラスメントなどの人権問題に関しては、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会にいつでも直接訴えることが可能であり、専攻医にはそのこと及び、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会の連絡先を伝えておく必要がある。

② 専攻医等からの評価(フィードバック)をシステム改善につなげるプロセス

- 50 専攻医等からの評価は、専門研修施設群の専門研修プログラム管理委員会において、評価した専攻医が特定できない状態で公表し、専門研修プログラム改善の為の方策を審議して改善に役立てる。評価にもとづいて何をどのように改善したかを記録し、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会に1年に1回報告する。

③ 研修に対する監査(サイトビジット等)・調査への対応

- 51 専門研修プログラムに対する日本専門医機構からのサイトビジットを受け入れ対応する。その評価を専門研修プログラム管理委員会に報告し、プログラムの改良を行う。専門研修プログラム更新の際には、サイトビジットによる評価の結果と改良の方策について日本専門医機構に報告する。

9 専攻医の採用と修了

① 採用方法

- 52 毎年7月から各専門研修プログラムの公表を行う。12月中に各専門研修プログラム管理委員会で採否を決める。なお、定員に満たない場合には、追加募集することがある。選考の具体的な方法(面接や選抜試験等)はプログラムごとに独自に決める。専攻医の研修における登録上の所属は基幹施設とするが、専攻医の採用は基幹施設、連携施設、連携施設(地域医療)、連携施設(地域医療-生殖)のいずれでも可である。

② 修了要件

専攻医は専門医認定申請年の4月中旬までに、研修管理システム上で修了申請を行う。手術・手技については、専門研修プログラム統括責任者または専門研修連携施設担当者が、経験症例数に見合った技能であることを確認する。専門研修プログラム管理委員会は、5月中旬までに修了判定を行い、修了と判定した場合には研修修了証明書を専攻医に送付する。修了と判定された専攻医は、5月末までに各都道府県の地方委員会に専門医認定試験受験の申請を行う。地方委員会での審査を経て、日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が専門医認定一次審査受験の可否を決定する。

1) 専門研修の期間と形式的評価の記録

a) 専門研修の期間が3年以上あり、うち基幹施設での研修は6か月以上24か月以内(研修期間が3年を超える場合には延長期間の研修を基幹施設で行うことは可)の期間含まれる。産婦人科専門研修制度の他のプログラムも含め基幹施設となっていない施設での地域医療研修が1月以上ある。常勤指導医がいない地域医療研修は12か月以内である。

b) 到達度評価(4-①)が定められた時期に行われている。

c) プログラムの休止、中断、異動が行われた場合、5-⑪の条件を満たしている。

2) 研修記録(実地経験目録、症例レポート、症例記録、学会・研究会の出席・発表、学術論文)

施設群内の外勤で経験する分娩、帝王切開、腹腔鏡下手術、生殖補助医療などの全ての研修はその時に常勤している施設の研修実績に加えることができる。

a) 分娩症例150例以上、ただし以下を含む(4)については(2)(3)との重複可)

(1) 経膈分娩;立ち会い医として100例以上

(2) 帝王切開;執刀医として30例以上

(3) 帝王切開;助手として20例以上

(4) 前置胎盤症例(あるいは常位胎盤早期剥離症例)の帝王切開術執刀医あるいは助手として5例以上

b) 子宮内容除去術、あるいは子宮内膜全面搔爬を伴う手術執刀10例以上(稽留流産を含む)

c) 腔式手術執刀10例以上(子宮頸部円錐切除術、子宮頸管縫縮術を含む)

d) 子宮付属器摘出術(または卵巣嚢胞摘出術)執刀10例以上(開腹、腹腔鏡下を問わない)

e) 単純子宮全摘出術執刀10例以上(開腹手術5例以上を含む)

f) 浸潤がん(子宮頸がん、体がん、卵巣がん、外陰がん)手術(執刀医あるいは助手として)5例以上

g) 腹腔鏡下手術(執刀あるいは助手として)15例以上(上記d、eと重複可)

h) 不妊症治療チーム一員として不妊症の原因検索(問診、基礎体温表判定、内分泌検査オーダー、子宮卵管造影、子宮鏡等)、あるいは治療(排卵誘発剤の処方、子宮形成術、卵巣ドリリング等)に携わった(担当医、あるいは助手として)経験症例5例以上

i) 生殖補助医療における採卵または胚移植に術者・助手として携わるか、あるいは見学者として参加した症例5例以上

j) 思春期や更年期以降女性の愁訴(主に腫瘍以外の問題に関して)に対して、診断や治療(HRT含む)に携わった経験症例5例以上(担当医あるいは助手として)

k) 経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲステン配合薬の初回処方時に、有害事象などに関する説明を行った経験症例5例以上(担当医あるいは助手として)

53

10 他に、自領域のプログラムにおいて必要なこと

本専門研修制度上、常勤の定義は、週4日以上かつ週32時間以上の勤務とする。ただし、それ以外でも、中央専門医制度委員会の審査によって同等の勤務と認められれば、常勤相当とできる場合がある。育児短時間勤務制度を利用している場合は、常勤の定義を週4日以上かつ週30時間以上の勤務とする(この勤務は、33項の短時間雇用の形態での研修には含めない)。

54